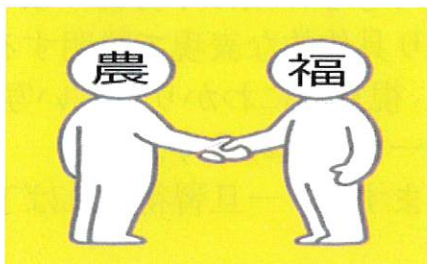


熊本県からのお知らせ

2020年6月 熊本県 障がい者支援課

◆ 農福連携コーディネーター 事業

問1 農福連携（ノウフクれんけい）って、聞いたことがありますか？



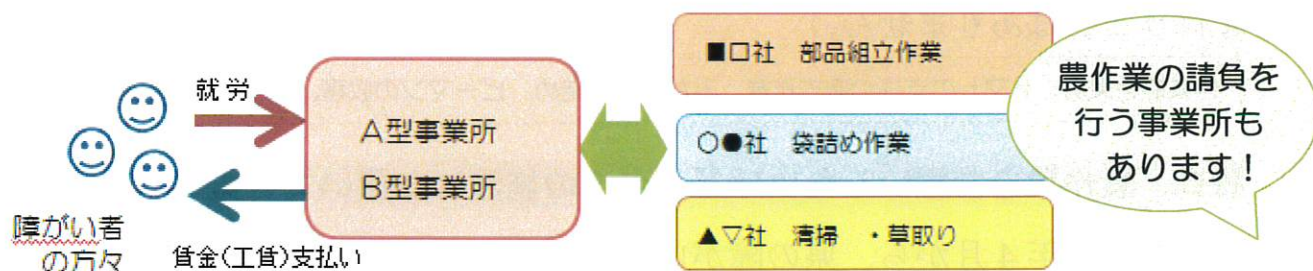
農業と福祉が連携することで、双方にとってメリットとなる取組を行います。

- 農業分野・・・人手不足（>_<）
- 福祉分野・・・働く場や機会がほしい！

問2 施設に通う障がい者の方々が、施設で働いていることをご存知ですか？

障がい者の施設の中には、障がいのある方々に対し、就労訓練を行う施設があります。（例：就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所）

こうした事業所に通う障がいのある方々は、そこで働いた分の賃金（工賃）をもらうことができ、事業所としても賃金（工賃）向上を図るため、企業からの下請作業など、色々な仕事を外部に求めています。



問3 就労継続支援A型事業所、B型事業所ってなに？

A型事業所もB型事業所も、障害福祉サービスを行う施設の種類の種類です。どちらの事業所も、障がいのある方が一般就労を目指して就労訓練を行っています。

ただし、A型事業所は、利用者（障がい者）と雇用契約（最低賃金の適用があります。）を結んだ上で就労訓練を実施しますが、B型事業所では雇用契約を結びません。

就労継続支援 A 型事業所	就労継続支援B型事業所
施設と利用者(障がい者)は雇用契約を結ぶ。 (原則、最低賃金の適用有)	施設と利用者(障がい者)は雇用契約を結ばない。 (最低賃金の適用無)

問4 障がいのある方でもできる作業ってあるのかな？

障がいの特性（その方）に応じた対応が必要になりますが、一連の作業を単純作業に分業化することで、障がいのある方ができる作業は十分あります。

また、お願いしたい作業の指示は、できる限り具体的な表現で説明する（大きさや量を示す、あいまいな表現を使わない）、視覚的にわかりやすい写真や道具を使うなど工夫をすることで、作業がスムーズに進みます。

もちろん、作業に慣れるまでに時間がかかりますが、一旦習得すれば丁寧な仕事ぶりで喜んでいただいた例もあります。

問5 お願いした仕事をちゃんとやってくれるのかな？

あくまで農業者とA型事業所やB型事業所との契約になるため、事業所が責任を持って受注した作業を完了させます。（農業者が障がい者を直接雇用するわけではありません。）

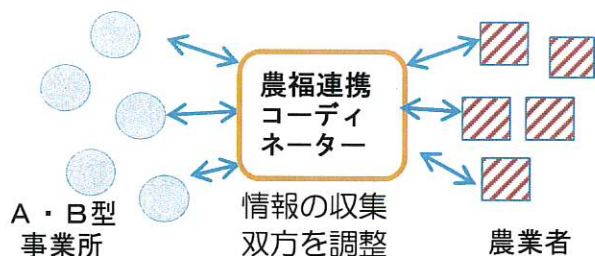
もちろん、事前に事業所と農業者双方の希望（条件や時間、作業量、委託料）をしっかりと確認し、双方が合意の上、業務委託契約を結ぶことが必要です。

また、障がいのある方だけで、作業を行うことはなく、必ず事業所の職員（指導員）が同行して指導を行います。（農業者が、直接障がいのある方への指導を行うことはありません。）

作業依頼実例：トマトの支柱の撤去作業、みかんの袋詰め、ピーマンの収穫、ハウス内草取り作業など

問6 農作業をお願いしたいけど、どこの施設にお願いできるの？

平成31年4月から、県の障がい者支援課に「**農福連携コーディネーター**」1人を配置し、事業所と農業者のマッチング支援を行っています。



現在、農作業を希望する事業所の情報を収集しております。一方、こうした事業所に作業をお願いしたい農業者も探しています。作業場までの距離や時期等で双方の条件が合う事業所があれば、コーディネーターを介して御紹介します。

★ 相談窓口 ★

障がい者の施設へ作業をお願いされたい（検討している）場合は、お気軽に下記担当までご相談ください。

熊本県 障がい者支援課 社会参加班
電話：096-333-2235
担当：岩崎（農福連携コーディネーター）